

## 令和3年度境港市介護保険運営協議会(第2回) 会議録

■ 日時:令和3年7月21日(水)午後1時15分~午後1時35分

■ 場所:境港市役所 第1会議室

■ 出席者(敬称略) 会長…◎ 副会長…○

(委員) ◎永井 俊      ○松本 幸永      足田 京子      荒井 祐二      稻賀 潔  
植田 建造      遠藤 勳      來間 美帆      佐々木 憲子      山本 英輔

(事務局) 阿部 英治(福祉保健部長)      片岡 みゆき(長寿社会課長)

竹内 真理子(地域包括支援センター所長)

赤井 和代(介護保険係長)      吉岡 賢次郎(高齢者福祉係長)

(欠席者) なし

(傍聴者) なし

(日程) 別紙資料のとおり

### ■ 会議録(要旨)

#### 1、開会(片岡長寿社会課長)(13:15)

##### 【事務局】

##### (1) 欠席報告

これより第1回境港市介護保険運営協議会を開催する。本日欠席者なし、設置要綱第6条第2項の規定により、この会議が成立していることを報告する。

##### (2) 福祉保健部長あいさつ

##### (3) 資料確認

事前に配布したものと、介護予防・日常生活支援総合事業訪問型・通所型サービス事業所の指定に関する地図を机上に配布している。

#### 2、永井会長あいさつ

#### 3、協議事項について

【会長】日程3の協議事項に入る。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業訪問型・通所型サービス事業所の指定について事務局から説明をお願いします。

【事務局】では、「介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型・通所型サービス事業所の指定について」ご説明させていただく。

資料1ページ、初めに訪問型サービスについてご説明する。今回申請する事業所は2か所である。

1か所目は、今年6月に米子市に開設した「ヘルパーステーション米子小町」。開設当初、境港市は事業実施地域対象外だったが、今後、利用の見込みがあることから、新規指定の申請があったもの。

指定日は、令和3年8月1日を予定している。

人員基準については、(1)訪問介護職員から(3)管理者まで基準を満たして配置され、事務室等の設備は基準を満たしている。

運営基準については、利用者と締結する契約書、重要事項説明書にサービス計画の作成、サービス内容、事業所の運営体制等が記されており、こちらも基準を満たしていることを確認している。

続いて資料3ページ。2か所目の事業所は「こころね訪問介護ステーション上道町」で、境港市上道町に開設する有料老人ホーム シニアステージ上道町内に併設される。

指定日は、令和3年9月1日を予定している。

先ほどの「ヘルパーステーション米子小町」と同様、人員基準や運営基準については、基準を満たしていることを確認している。

なお、資料4ページに参考として訪問型サービスの指定状況を掲載している。

訪問型サービスの事業所指定については、以上である。

次に、資料5ページ、通所型サービスの事業所指定について説明する。

今回申請の事業所は、米子市に開設している「通所介護 弓浜ゆうとぴあ」。7月末で休止となる介護予防通所リハビリテーションから移行する形で、境港市在住者が数名利用されていることに伴う申請である。

指定日は令和3年8月1日を予定している。

こちらの事業所は、1日あたり定員40人となっており、食事の提供や入浴等のサービス提供を実施する予定。

人員基準については、介護職員8人、看護職員・生活相談員・機能訓練指導員及び管理者がそれぞれ1人と基準を満たして配置される予定。

設備基準については、120㎡以上なければならない食堂及び機能訓練室は251㎡あり、静養室、相談室も備えている。

運営基準については、利用者と締結する契約書、重要事項説明書にサービス計画の作成、サービス内容、事業所の運営体制等が記されており、基準を満たしていることを確認している。

通所型サービスの事業所指定については以上であるが、資料6ページに指定状況を掲載している。

指定に関する説明については以上である。

【会長】 ご質問等があれば、お願いします。

【委員】 ヘルパーステーション米子小町について、大共ビルの3階となっているがそこを使用するのか。

【事務局】 大共ビルの3階に事務所があり、そこを拠点に訪問介護サービスを展開していく。

【会長】 その他何かないか。

【委員】 特になし。

【会長】 では、他になければ、了承ということでよいか。挙手をお願いします。

【委員】 挙手

【会長】 では、了承ということにさせていただきます。

#### 4、その他

【会長】 それでは「4 その他」について、委員の皆さまから何かあるか。

この件に関する事以外でもよい。

【委員】 新型コロナウイルスについて、済生会は31ある病床の7割程度が既に埋まっている。現在のところ重症者はいないが、重症者が出てくると今後どうなるか。西部圏域で感染が拡大しているので皆さんご注意いただきたい。

【委員】 市内のワクチン接種率はどのくらいか。

【事務局】 65歳以上の1回目は8割程度済んでいる。

【委員】 若い人の予約率はどうか。活動範囲も広いので多くの人に接種してもらいたい。感染するとその後も調子が悪くなるようなので接種は必要だと思う。

【事務局】 若い世代の予約率は伸びていない。65歳以上の方については、市場医院や済生会等にご協力いただきながら、4市の中では接種が早く進んでいる。根拠のない様々な情報が SNS 等で拡散していることから、全国的に若い世代においては接種を躊躇する傾向が見られる。最終的には本人の判断になるが、当市においては、正しい情報でワクチン接種の判断してほしい、とホームページや折込チラシ等で広報しており、次回の折込チラシは来週予定している。

【委員】 市場医院でも個別接種をしているが、高齢者より若年層の予約率は進んでいない。仕事柄、土日に予約される方が多い。職域接種については現在42件希望が出ているが、そのうち4割程度しか国から認可されていない状況。県庁や警察等大きな機関においても許可が下りておらず、職域接種を希望している人は相当数いるが、このような状況であるため、若年層の接種が進んでいない。今後ワクチンの供給があれば進んでいくのではないか。

【会長】 他に何かないか。

【委員】 特になし

【会長】 では、事務局からお願いします。

【事務局】 地域包括支援センターから、ご報告させて頂く。

この度、ケアプラン件数の増加を受け、委託件数を増やしていくことについて、この場をお借りして、改めて、ご報告させて頂く。

5月に開催した第1回の介護保険運営協議会でご報告したように、地域包括支援センターの指定介護予防支援事業所のケアプラン件数はコロナ禍の中増加している。また、今だからこそ、フレイル予防の取り組みも引き続き充実していくことも重要であると考えている。

介護保険法第百十五条の二十三により、「指定介護予防支援事業所は、厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援の一部を、厚生労働省令で定める者

に委託することが出来る。」となっている。

それにより、以前から、市内の指定居宅介護支援事業者へ要支援1,2の方のケアマネジメントを委託していた。

現在委託している指定居宅介護支援事業者は3か所ある。

委託件数は、現在30件であり、これを、今後10件程度増加する見込みとしている。

以上である。

【会 長】 要支援1,2の人が増えたということか。

【事務局】 第1回の運営協議会でも報告させていただいたが、昨年6月頃からコロナ禍の中で毎月微増している。今年5月にケアマネージャーを出向で1名増員したが、業務内容が増えているため、委託という形で対応していきたい。

【会 長】 ご質問等があれば、お願いします。

【委 員】 特になし。

## 5、閉 会

【会 長】 それでは全ての日程が終了したので本日の会は閉会とする。(13:35)